

受注型企画旅行 旅行条件書

株式会社バタフライリッジ

【企画・実施・販売】株式会社バタフライリッジ 埼玉県戸田市上戸田1-21-23 戸田市商工会起業支援センター205

(埼玉県知事登録旅行業第3-1359号・全国旅行業協会正会員)

【旅行業務取扱管理者】株式会社バタフライリッジ 齊藤 泰臣

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。
この旅行の契約に関し、不明な点等があれば旅行業務取扱管理者が説明します。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

1. 受注型企画旅行 旅行条件

- (1) この旅行は、株式会社バタフライリッジ（以下「弊社」といいます）が企画・実施・販売をする受注型企画旅行です。受注型企画旅行とは、弊社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が弊社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行を行います。
- (2) 旅行条件は、下記条件のほか、ご出発前にお渡しする確定書面、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）等によります。弊社旅行業約款は、弊社のホームページ又は公式アプリからご覧になれます。
- (3) 弊社は、お客様が弊社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立

- (1) 弊社所定のお申し込みフォームに必要事項をご記入の上、次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。

旅行代金の額	お申し込み時の申込金の額
30万円以上	6万円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
15万円未満	2万円以上旅行代金まで

※一部旅行については上記適用の対象外としてご案内させていただく場合がございます。

- (2) 弊社においては、電話、電子メール、郵便、インターネットその他の通信手段により旅行契約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は申し込みの時点では成立しておらず、弊社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、お申し込みフォームの提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、弊社はお申し込みがなかったものとして取り扱う場合がございます。
- (3) 弊社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けことがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときとします。
- (4) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第7項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
- (5) 弊社との間の旅行契約は、弊社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。なお、申込金をクレジットカードでお支払いの場合は、カードを利用した時に成立いたします。また弊社が団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の代表者（以下「契約責任者」といいます）より申込金を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。

- (6) 弊社は、弊社に受注型企画旅行のお申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、弊社の業務上の都合がある場合を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。
- (7) 弊社は第2項第6号の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (8) 弊社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び弊社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
- (9) 第2項第8号の契約書面を補充する書面として、弊社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には郵送を含みます。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ弊社は手配状況についてご説明いたします。
- (10) 弊社では、契約書面および確定書面を電子メール、その他の電子媒体にて代替しております。
- (11) 旅行代金は、原則指定された期日までに全額をお支払いいただきます。期日については、契約書面にてご案内いたします。
- (12) 弊社指定の銀行口座への申込金又は旅行代金のお振込みがあった場合には、弊社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- (13) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、参加履歴、技能その他の条件が各ツアーで指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (14) 旅行ご参加にあたって、現在健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）
- あらためて弊社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、弊社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、電子メールまたは電話にてそれらを申し出いただくことがあります。
- (15) 弊社では、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、弊社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

3. 旅行代金に含まれるもの

ガイド・添乗員委託費用ほか運営にかかる諸経費、保険料、旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税（空港利用税及びこれに類する諸税・サーチャージを除く）。

※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

※特段の明示がない限り、航空・船舶はエコノミークラス席、鉄道は普通車を利用します。無料手荷物許容量は、ご利用航空会社やご利用等級、方面によって異なりますので詳しくは利用予定航空会社へおたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、弊社が運送機関に委託手続きを代行するものです。

4. 旅行代金に含まれないもの

旅程外の費用（集合前・解散後に発生する交通費、宿泊費、飲食費など）は旅行代金に含まれません。

また、旅程中であっても、第3項に明示がないものは旅行代金に含まれません。一部は以下に例示のとおりです。

「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自」などと記載されている区間の交通費、入場料、旅行中の個人的諸費用（通信費、クリーニング代、宿泊プラン外の飲食費、傷害や疾病に関する医療費など）、オプションルツアの代金、空港利用税及びこれに類する諸税・サーチャージ・チップ。

5. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) お客様から受注型企画旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (3) 弊社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。
- (4) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (5) 弊社は第5項第4号の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされるときは、第5項第4号の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (6) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、弊社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (7) 本項第5項第1号又は第2号により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、弊社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (8) 弊社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に弊社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

6. お客様の交替

契約上の地位を第三者に譲り渡すことは原則できません。お客様を交替する場合は、旅行契約を解除した上で、新たな旅行契約を締結していただきます。その際に、第7項に定める取消料がかかる場合があります。

7. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を弊社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

(2)

取消日区分	海外旅行	国内旅行		
		宿泊旅行	日帰り旅行	
次項以降のいずれにも該当しない場合	企画料金に相当する金額			
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	30日目-21日目	旅行代金の20%	企画料金に相当する金額	
	20日目-11日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%	企画料金に相当する金額
	10日目-8日目	旅行代金の20%	旅行代金の20%	旅行代金の20%
	7日目-3日目	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の30%
	2日目	旅行代金の50%	旅行代金の30%	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の50%	旅行代金の40%	旅行代金の40%	
旅行開始日当日の集合時間まで	旅行代金の50%			
旅行開始後の取消しまたは無連絡不参加	旅行代金の100%			

※取消料のうち企画料金に相当する金額のお支払いは、弊社のホームページ又は公式アプリのツアー募集ページであらかじめ企画料金の金額を明記して募集している場合に限り、発生します。

※取消日は、お客様が弊社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

※「夜行日帰り旅行」は「日帰り旅行」として扱います。

※航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券を利用する場合、航空会社が設定する航空券を利用する場合、または貸切船舶を利用する場合は、取消料が上記と異なる場合があります。契約書面の記載を必ずご確認ください。

(3) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。

イ) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第14項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限り、

ロ) 第5項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ) 弊社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。

二) 弊社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

8. 旅行開始前の弊社による旅行契約の解除および払い戻し

(1) お客様から所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、弊社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。

(3) 雪山登山やスキー・スノーシュー等を目的としたツアーにおいて、降雪量の不足などにより、あらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないときは、あるいはその恐れが極めて大きいとき。

(4) その場合は、旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。尚、ご返金の際の振込手数料はお客様のご負担となります。

9. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

(1) お客様による解除および払い戻し

イ) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ロ) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、弊社より旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、弊社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。

(2) 弊社による解除および払い戻し

弊社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。

イ) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

ロ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による弊社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。

ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の弊社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

10. 団体・グループ契約

(1) 弊社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

契約責任者は、弊社が定める日までに、構成者の名簿を弊社に提出しなければなりません。

(2) 弊社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

(3) 弊社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

11. 旅程管理

弊社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、弊社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 第11項第1号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(3) お客様は旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための弊社の指示に従っていただきます。

12. 添乗サービス

(1) 添乗員同行の有無は契約書面に明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他弊社が必要と認める業務の全て又は一部を行います。

- (3) 添乗員又は現地係員が同行しない旅行にあっては、現地において弊社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）により旅程の管理を行わせ、その者の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、ご理解とご高配をお願い申し上げます。

13. 弊社の責任

- (1) 弊社は旅行契約の履行に当たって、弊社、または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に弊社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に弊社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度（弊社、または手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

14. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により弊社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様の安全のため、登山中は登山ガイドおよび添乗員の指示に従っていただきます。
- (3) お客様は、弊社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (4) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに弊社、または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (5) お客様が旅行参加中に、傷病その他の事由により医師の診断や加療その他の措置が必要となった場合には、旅行の円滑な実施をはかるため弊社、または旅行サービス提供者の指示に従っていただきます。なお、これに要する費用はお客様のご負担となります。

15. 特別補償

弊社の責任が生ずるか否かを問わず、弊社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし以下の場合を含みません。

- (1) 細菌性食物中毒によるもの
- (2) 弊社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

16. 旅程保証

- (1) 弊社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。

イ) 次に掲げる事由による変更

- (a) 天災地変 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

ロ) 第7・8・9項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更

- (2) 弊社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは弊社は変更補償金を支払いません。
- (3) 弊社はおお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
- (4) 弊社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、弊社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

1件あたりの率 (%)

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。

この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3) 第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5) 第4号、第7号または第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

(注6) 第7号または第8号の宿泊機関の等級に関する変更補償金は、弊社のホームページ又は公式アプリのツアー募集ページであらかじめ宿泊機関の名称や等級を明記して募集している場合に限りです。但し、山小屋に関しては通常の宿泊機関とは条件が異なりますので、予定とは異なった山小屋に変更になった場合でも変更補償金の対象にはなりません。

17. 禁止行為

参加者は、弊社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の参加者、第三者もしくは弊社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
- (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは弊社に不利益または損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- (3) 他の参加者、第三者もしくは弊社を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
- (5) 弊社の承諾なく、弊社との契約を通じて、または弊社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (7) その他、弊社が不適切と判断する行為。

18. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、弊社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、弊社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - イ) 暴力的な要求行為。
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。
 - ホ) その他、前各号に準ずる行為。
- (3) 弊社は、参加者が第16項第1号、第2号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因しまた関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、弊社は何ら責任を負いません。

19. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 弊社は、インターネット、電子メール、電話、対面、その他の通信手段によるお申込みやインターネットを介した各種入力フォーム、電子メールやチャットでのお問合せ等によりご提供いただいた個人情報、および弊社のサイト閲覧履歴、購買履歴などの個人情報を、直接または間接に取得し、その一部を個人データとして保有し、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) その他、弊社は
 - イ) ご予約の確認、照会
 - ロ) レンタル品の発送確認や照会
 - ハ) お問合せの返信時
 - ニ) 公式LINEやメールマガジン等の配信
 - ホ) プレゼント等各種キャンペーンに関するご連絡
 - ヘ) その他お客様にとって有用と思われる取引の円滑な遂行

のためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、その他の利用目的について、本取扱い以外に個別に公表または通知することがあります。

- (3) 弊社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の緊急連絡先をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で緊急連絡先の方へ連絡の必要があると弊社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、緊急連絡先の方の個人情報を弊社に提供することについて緊急連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、弊社の個人情報の取扱いに関する方針については、弊社のホームページのプライバシーポリシーをご参照ください。

20. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に諸費用が生じたときには、これらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。
- (3) 弊社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 子ども及び幼児の旅行代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) 弊社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港を出発（集合）してから、当該空港に到着（解散）するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港から第20項第5号の発着空港までの区間を、普通運賃又は航空会社の定める正規割引運賃等で別途手配した場合、当該区間は受注型企画旅行参加中とはみなしません。
- (7) 弊社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等は、お客様ご自身で当該航空会社等へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも第13項第1号及び第16項第1号の責任を負いません。
- (8) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第9項第2号の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。
- (9) 旅館・ホテルなどにおいて、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課されますのでご了承下さい。
- (10) 契約に関するお客様と弊社との紛争については、準拠法は日本法とし、さいたま地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

この旅行条件は、2026年2月10日を基準としております。